

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
① 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 ② 家屋、償却資産、土地の取得等価格 ○製造業、旅館業 <資本金の額等> ・5,000万円以下の場合 500万円以上 ・5,000万円超 1億円以下の場合 1,000万円以上 ・1億円超の場合 2,000万円以上 ○情報サービス業等、農林水産物等販売業 500万円以上 ※資本金の額等が5,000万円超である法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。 ※楠地域適用	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和8年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降3年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が 3,800 万円(中小企業 1,900 万円)以上のもの	新規雇用 5 (中小企業 1)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100	固定資産税 の一定割合	3年度間
中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であつて、一定の要件を満たす設備を取得した場合 <対象設備> 機械装置、器具備品、工具(測定工具及び検査工具)、建物附属設備、ソフトウェア	—	①課税標準1/2 ②③計画中に賃上げ目標を盛り込んだ場合 課税標準1/3 (中小企業等経営強化法)	固定資産税 の一定割合	①3年度間 ②令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得されるもの 5年度間 ③令和6年4

				月1日から令和7年3月31日までの間に取得されるもの 4年度間
山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し、山口県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第25条に基づく主務大臣が定める基準(先進性であること等)」に適合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額) 一般:1億円以上 農林漁業関連:5,000万円以上	—	課税免除 (地域未来投資促進法)	固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
宇部市事業所設置奨励条例	H17. 6(R3.9 改正)	○宇部新都市(テクノセンター用地に限る) 1.対象業種 ①製造業 ②情報通信業 ③郵便業 ④物品賃貸業 ⑤学術研究、専門・技術サービス業 ⑥生活関連サービス業 ⑦教育、学術支援業 ⑧医療、福祉 ⑨サービス業(他に分類されないもの) ※あすとびあ三丁目のみ卸売業を含む。 2.対象者 ①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合 ②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合 ③本市に事業所を有する者が事業拡大のため	設置奨励金 ○事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付 ○上限なし
			雇用奨励金 ○市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合 正社員:50万円/人 非正社員:20万円/人 ○上限500人(中小企業200人)
			用地取得奨励金 ○特定者(宇部市又は山口県)から用地を取得し、3年以内に事業所を設置し及び操業開始し、かつ土地代を完納した場合に、取得金額に80%(県・市合わせて)を乗じた額を交付

	<p>め、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合</p> <p>④産業団地に事業所を有する者が、事業を拡大する目的で、当該事業所が立地している敷地内に事業所を増設すること。</p> <p>3.投下固定資産総額 3億円以上 (中小企業 5,000 万円以上)</p>	<p>従業員住宅新設奨励金</p> <p>○操業開始日前1年から開始日後3年までの間に、市内の一団の土地に6戸以上従業員住宅を新設した場合、その住宅に係る固定資産税相当額を3年度間交付</p> <p>○上限なし</p>
	<p>○宇部臨空頭脳パーク</p> <p>1.対象業種</p> <p>①製造業</p> <p>②電気・ガス・熱供給・水道業(太陽光発電所及び風力発電所を除く。)</p> <p>③情報通信業</p> <p>④郵便業</p> <p>⑤物品賃貸業</p> <p>⑥学術研究、専門・技術サービス業</p> <p>⑦生活関連サービス業</p> <p>⑧教育、学習支援業</p> <p>⑨医療、福祉</p> <p>⑩サービス業(他に分類されないもの)</p>	<p>設置奨励金</p> <p>○事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付</p> <p>○上限なし</p>
	<p>2.対象者</p> <p>①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合</p> <p>②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合</p> <p>③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合</p> <p>④産業団地に事業所を有する者が、事業を拡大する目的で、当該事業所が立地している敷地内に事業所を増設すること。</p> <p>3.投下固定資産総額 3億円以上 (中小企業 5,000 万円以上)</p>	<p>雇用奨励金</p> <p>○市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合</p> <p>正社員:50 万円/人 非正社員:20 万円/人</p> <p>○上限 500 人(中小企業 200 人)</p>
	<p>○宇部テクノパーク</p> <p>1.対象業種</p> <p>①製造業</p> <p>②電気・ガス・熱供給・水道業(太陽光発電所及び風力発電所を除く。)</p> <p>③情報通信業</p>	<p>用地取得奨励金</p> <p>○特定者(宇部市又は山口県)から用地を取得し、3年以内に事業所を設置し及び操業開始し、かつ土地代を完納した場合に、取得金額に10%を乗じた額を交付</p> <p>従業員住宅新設奨励金</p> <p>○操業開始日前1年から開始日後3年までの間に、市内の一団の土地に6戸以上従業員住宅を新設した場合、その住宅に係る固定資産税相当額を3年度間交付</p> <p>○上限なし</p>
		<p>設置奨励金</p> <p>○事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付</p>

	<p>④運輸業、郵便業 ⑤物品賃貸業 ⑥学術研究、専門・技術サービス業 ⑦生活関連サービス業 ⑧サービス業(他に分類されないもの)</p> <p>2.対象者</p> <p>①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合 ②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合 ③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合 ④産業団地に事業所を有する者が、事業を拡大する目的で、当該事業所が立地している敷地内に事業所を増設すること。</p> <p>3.投下固定資産総額 3億円以上 (中小企業 5,000 万円以上)</p>	<p>○上限なし</p> <hr/> <p>雇用奨励金</p> <p>○市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合</p> <p>正社員:50 万円/人 非正社員:20 万円/人</p> <p>○上限 500 人(中小企業 200 人)</p>
	<p>○瀬戸原中小企業団地、瀬戸原団地第一工区及び瀬戸原団地第二工区 山口テクノパーク 神元工業団地及び第二神元団地</p> <p>1.対象業種</p> <p>①製造業 ②情報通信業</p>	<p>設置奨励金</p> <p>○事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付</p> <p>○上限なし</p>

	<p>③運輸業、郵便業 ④物品賃貸業 ⑤学術研究、専門・技術サービス業 ⑥生活関連サービス業 ⑦サービス業(他に分類されないもの)</p> <p>2.対象者</p> <p>①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合 ②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合 ③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合 ④産業団地に事業所を有する者が、事業を拡大する目的で、当該事業所が立地している敷地内に事業所を増設すること。</p> <p>3.投下固定資産総額 3億円以上 (中小企業 5,000 万円以上)</p>	<p>雇用奨励金</p> <p>○市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合</p> <p>正社員:50 万円/人 非正社員:20 万円/人</p> <p>○上限 500 人(中小企業 200 人)</p>
	<p>○準工業地域(宇部臨空頭脳パーク及び宇部新都市(テクノセンター用地に限る)を除く)、工業地域(宇部テクノパーク、山口テクノパーク、神元工業団地及び第二神元団地を除く)および工業専用地域</p> <p>1.対象業種</p> <p>①製造業</p>	<p>設置奨励金</p> <p>○事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付</p> <p>○上限なし</p>

	<p>②電気・ガス・熱供給・水道業(太陽光発電所及び風力発電所を除く。)</p> <p>③情報通信業</p> <p>④運輸業、郵便業</p> <p>⑤物品賃貸業</p> <p>⑥学術研究、専門・技術サービス業</p> <p>⑦生活関連サービス業</p> <p>⑧教育、学習支援業</p> <p>⑨医療、福祉</p> <p>⑩サービス業(他に分類されないもの)</p> <p>2.対象者</p> <p>①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合</p> <p>②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合</p> <p>③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合</p> <p>3.投下固定資産総額 3億円以上 (中小企業 5,000 万円以上)</p>	<p>雇用奨励金</p> <p>○市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合</p> <p>正社員:50 万円/人</p> <p>非正社員:20 万円/人</p> <p>○上限 500 人(中小企業 200 人)</p>
	<p>○小野田・楠企業団地</p> <p>1.対象業種</p> <p>①製造業</p> <p>②電気・ガス・熱供給・水道業(太陽光発電所及び風力発電所を除く。)</p> <p>③運輸業、郵便業</p> <p>④卸売業</p> <p>⑤学術研究、専門・技術サービス業</p> <p>2.対象者</p> <p>①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合</p> <p>②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合</p> <p>③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に</p>	<p>設置奨励金</p> <p>○事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付</p> <p>○上限なし</p> <hr/> <p>雇用奨励金</p> <p>○市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合</p> <p>正社員:50 万円/人</p> <p>非正社員:20 万円/人</p> <p>○上限 500 人(中小企業 200 人)</p>

		<p>事業所を新設する場合</p> <p>3.投下固定資産総額 3億円以上 (中小企業 5,000 万円以上)</p>	<p>用地取得奨励金</p> <p>○特定者(宇部市又は山口県)から用地を取得し、3年以内に事業所を設置し及び操業開始し、かつ土地代を完納した場合に、取得金額に 80%(県・市合わせて)を乗じた額を交付</p> <p>従業員住宅新設奨励金</p> <p>○操業開始日前1年から開始日後3年までの間に、市内の一団の土地に6戸以上従業員住宅を新設した場合、その住宅に係る固定資産税相当額を3年度間交付</p> <p>○上限なし</p>
宇部市事業所設置資金融資要綱	H17.7 (H19.4 改正)	<p>1.対象地域</p> <p>①宇部臨空頭脳パーク</p> <p>②宇部新都市(テクノセンター用地の区域内に限る。)</p> <p>③準工業地域、工業地域及び工業専用地域</p> <p>④宇部テクノパーク</p> <p>⑤瀬戸原中小企業団地、瀬戸原団地第一工区及び瀬戸原団地第二工区</p> <p>⑥山口テクノパーク</p> <p>⑦神元工業団地及び第二神元団地</p> <p>⑧小野田・楠企業団地</p> <p>2.対象者</p> <p>①本市に事業所を有しない者が対象地域に事業所を新設する場合</p> <p>②本市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ対象地域に事業所を新設する場合</p> <p>③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して対象地域に事業所を新設する場合</p> <p>3.市税の滞納がない者及び銀行取引停止処分を受けていない</p>	<p>融資の対象</p> <p>○事業所の設置に必要な費用のうち、土地、建物及び償却資産の取得に要する費用</p> <p>※土地取得費については、当該土地の取得後1年以内に事業所の設置に着手すること</p> <p>融資の条件等</p> <p>①融資限度額 1億円</p> <p>②融資利率 年 1.9%</p> <p>③融資期間 12 年 (うち据置期間2年)</p> <p>④償還方法 原則、月賦償還</p> <p>⑤担保及び保証人 取扱金融機関所定の方法</p> <p>⑥取扱金融機関 山口銀行、西京銀行、西中国信用金庫、 商工組合中央金庫</p>
宇部市情報・通信産業等立地促進補助金交付要綱	H19.4 (H30.10改正)	<p>1.対象地域 全市域</p> <p>2.対象業種</p> <p>①ソフトウェア業</p> <p>②情報処理サービス業</p> <p>③情報提供サービス業</p> <p>④インターネット付随サービス業</p> <p>⑤コールセンター業</p>	<p>○通信回線使用料及び賃借料に係る経費 通信回線使用料及び賃借料の1/2以内(上限2,000万円)</p> <p>○新規雇用従業員に要する経費 市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用し1年以上継続雇用した場合、30万円/人(上限3,000万円)</p>

		<p>⑥広告代理業 ⑦デザイン業 ⑧自然科学研究所 ⑨デジタルコンテンツ業 ⑩事務処理センター事業</p> <p>3.対象者 ①宇部市に事業所を有しない者が、新たに市内に事務所を設置する場合(新設) ②法人等としてすでに3年以上の事業活動実績があること ③市内の住民を5人以上常時使用する従業員として新規雇用した場合 ④市税等の滞納がないこと ⑤事業所の開設において本市の他の条例、規則及び要綱等による補助金等を受けていないこと</p>	<p>※補助対象期間: 操業開始後3年間</p>
宇部市まちなかオフィス立地促進補助金交付要綱	R2.5	<p>1.対象地域 中心市街地(重点地区は加算あり)</p> <p>2.対象業種 全業種</p> <p>3.対象者 ①法人の所在地が市外にあること ②本市にオフィスを持していないこと ③法人として既に1年以上の事業の活動実績があること ④中心市街地にある物件を賃借してオフィスを開設すること ⑤オフィスの常用従業員のうち、1名は本市に住所がある者を開設日前後90日以内に新規雇用すること ⑥風営法第2条に定める業種又は倉庫、工場若しくは物販のみとしての活用、不特定多数の個人を相手に主にオフィスでサービスを提供する事業、公序良俗に反する事業若しくは宗教的施設として活用する事業でないこと。 ⑦宇部市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに暴力団と密接な関係を有する者でないこと ⑧市税の滞納がないこと</p>	<p>○家賃支援補助金 オフィスの賃借に要した月額経費×1/2(ICT企業は、2/3)×対象月数 ・上限月額10万円、重点地区は上限月額20万円 ・対象期間3年間、重点地区にICT企業が立地する場合は5年間</p> <p>○通信回線使用料補助金 オフィスの通信回線の使用に要した経費×2/3×対象月数 ※ICT企業が立地する場合のみ ・上限月額5万円 ・対象期間3年間、重点地区にICT企業が立地する場合は5年間</p> <p>○雇用奨励補助金 オフィスの開設日前後90日以内に本市に住所を有する者又は本市に住所を移した既従業員を1年以上継続雇用した場合、1人につき20万円を交付 ・上限額100万円、重点地区は上限額200万円</p> <p>○施設整備補助金 オフィスの開設に必要な改修工事や償却資産の取得等に要した経費×1/2 ・上限額オフィス賃借床面積1㎡あたり5万円かつ最大125万円、重点地区は最大250万円 ・ICT企業は上限額オフィス賃借床面積1㎡あたり5万円かつ最大250万円、重点地区にICT企業が立地する場合は最大500万円</p> <p>○出張旅費補助金 オフィスの開設後一年以内に行った本市への出張に要した出発地から本市までの交通費のうち、公共交通機関を利用した実費額 ・上限額1人当たり3万円 ※1回の出張につき2人までが助成対象、出張は最大4回まで)</p>
宇部市サテライ	H30.4	1.対象地域	○対象経費

<p>トオフィス等視察費用助成金交付要綱</p>	<p>(R1.10改正)</p>	<p>中心市街地及び産業団地(宇部新都市(テクノセンター用地の区域内に限る。)、宇部臨空頭脳パーク)</p> <p>2.対象業種 ①製造業 ②情報通信業 ③学術研究業 ④専門・技術サービス業 ⑤サービス業 (他に分類されないもの)</p> <p>3.対象者 ①法人として1年以上の事業活動実績があること ②国・県その他の公的機関又は本市から他の同種の補助金等の交付を受ける事業でないこと ③風営法第2条に定める業種、公序良俗に反する事業、宗教的施設として活用する事業でないこと</p>	<p>出発地(国内に限る。)から本市までの交通費のうち、公共交通機関(タクシーを除く。)を利用した際の費用。</p> <p>○助成金額 限度額1人当たり3万円(1回の視察につき3人までが助成対象)</p>
--------------------------	------------------	---	---